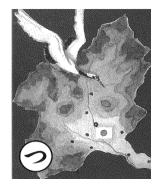




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年12月24日(金) 第9963号

目次

| | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| 規 則 | |
| ○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課) | 2 |
| ○群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(住宅政策課) | 2 |
| 告 示 | |
| ○家畜伝染病発生報告(畜産課) | 3 |
| ○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課) | 3 |
| ○同 | 3 |
| ○同 | 3 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の解散認可(農村整備課) | 4 |

■ 規 則

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四百十八号

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県税条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

- 第五条の四第一項第一号の次に次の三号を加える。
- 一の二 利子等に係る県民税並びにその延滞金及び加算金
 - 一の三 特定配当等に係る県民税並びにその延滞金及び加算金
 - 一の四 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びにその延滞金及び加算金
- 第五条の四第一項第八号中「地方税関係手続用電子情報処理組織」の下に「(以下「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。)」を、「地方税共同機構」の下に「(以下「地方税共同機構」という。)」を加える。
- 第二十一条の三第一項第二号中「法第七百六十一条に規定する」を削り、同条第二項中「第二十一条の六」を「第二十一条の五」に改める。
- 第二十一条の四第一項本文中「デジタル行政推進法第六条第一項又は情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して」を「法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法により」に改め、「徴収金に係る」を削り、「を電子情報処理組織」を「を地方税関係手続用電子情報処理組織」に改める。
- 第二十一条の六を削る。
- 第五十条の表第四百二十二号様式の項から第四百五十四号様式の項までを削る。
- 第五十四号の六様式中「吾」を削る。
- 第四百四十二号様式から第四百五十四号様式までを削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十条の表の改正規定及び第四百四十二号様式から第四百五十四号様式までを削る改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

2 改正後の第二十一条の四第一項の規定は、令和三年六月一日から適用する。

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四百十九号

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営住宅管理条例施行規則(昭和三十五年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第五号中「中学校就学の始期に達するまでの子」を「満十五歳に達する日以後の最初の三月末日までの間にある子」に、「中学校就学の始期に達するまでのもの」を「満十五歳に達する日以後の最初の三月末日までの間にあるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第320号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和3年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

| 病名 | 畜種 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生年月日 | 発生場所 |
|----|----|-------------|--------|------------|------|
| 豚熱 | 豚 | 患畜 | 4頭 | 令和3年11月26日 | 桐生市 |
| 豚熱 | 豚 | 疑似患畜 | 2,630頭 | 令和3年11月26日 | 桐生市 |

◎群馬県告示第321号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和3年11月14日から適用する。

令和3年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

「一般社団法人群馬県猟友会 邑楽郡千代田町舞木1153-2（邑楽猟友会）
邑楽館林農業協同組合 邑楽郡千代田町大字上五箇319-4（富永支所）」を「一般社団法人群馬県猟友会 邑楽郡千代田町舞木1153-2（邑楽猟友会）」に改める。

◎群馬県告示第322号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和3年11月15日から適用する。

令和3年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

「邑楽館林農業協同組合 邑楽郡明和町中谷336（明和支所）」を「邑楽館林農業協同組合 邑楽郡明和町中谷336（明和支所）
邑楽館林農業協同組合 邑楽郡千代田町大字赤岩193-5（千代田支所）」に改める。

◎群馬県告示第323号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和

3年11月27日から適用する。

令和3年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

「一般社団法人群馬県猟友会 甘楽郡下仁田町馬山4844(下仁田猟友会) 甘楽富岡農業協同組合 甘楽郡下仁田町大字西野牧5814(西牧出張所)」を「一般社団法人群馬県猟友会

甘楽郡下仁田町馬山4844(下仁田猟友会)」に、「甘楽富岡農業協同組合 富岡市中高瀬409(富岡南支所) 甘楽富岡農業協同組合 富岡市南蛇井493-3(かぶら支所)」を「甘楽富岡農業協同組合 富岡市中高瀬409(富岡南支所)」に改める。

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により世良田土地改良区の解散を令和3年12月15日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

群馬県知事 山本 一 太